# 第 8 回

# 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

日時:平成15年12月16日(火)午後2時

場所:大東町文化会館シオーネ 小ホール

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

# 目 次

報告事項		
[ 報告 ]		頁
報告第8号	新市建設計画策定小委員会報告について	1
協議事項		
[協議]		
協議第14号	新市の名称について	3
協議第15号	公共的団体等の取扱いについて	7
協議第16号	補助金、交付金等の取扱いについて	11
協議第17号	電算システムの取扱いについて	15
協議第18号	慣行の取扱いについて	19
[提案]		
協議第19号	国民健康保険事業の取扱いについて	23
協議第20号	介護保険事業の取扱いについて	33
協議第21号	消防団の取扱いについて	43
協議第22号	町名・字名の取扱いについて	51
協議第23号	地域審議会の取扱いについて	57

#### 報告第8号

新市建設計画策定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年12月16日提出

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 会長 榛 村 純 一 様

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 新市建設計画策定小委員会 委員長 小櫻義明

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会を開催したので、掛川市・大東町・大須賀町合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

#### 1 協議結果一覧表

回次	日時	会 場	委員数	協議内容・結果
8	10月20日 13時30分 ~ 16時00分	掛川市役所会 議室1BC	出席 16人 欠席 0人	1 協議内容 ・重点事業及び主要事業候補(案)の検討について ・新市建設計画(素案)について 2 結果 ・新市建設計画(素案)は引き続き次回協議において検討を行うこととした。
9	11月10日 13時30分 ~ 16時35分		出席 14人 欠席 2人	1 協議内容 ・新市建設計画(素案)について 2 結果 ・新市建設計画(素案)は引き続き次回協議に おいて検討を行うこととした。
10	11月25日 13時30分 ~ 16時25分	大須賀町役場 南館第1研修 室	出席 15人 欠席 1人	1 協議内容 ・新市建設計画(素案)について 2 結果 ・新市建設計画(素案)は引き続き次回協議において検討を行うこととした。 ・新市建設計画(素案)の協議内容について第8回協議会に報告することとした。

#### 2 新市建設計画策定小委員会のこれまでの検討における成果

新市建設計画 (素案)(別添のとおり)

## 協議第14号

新市の名称について

新市の名称について、協議を求める。

平成15年11月18日提出

#### 留意点

#### 1 新市名称について

#### (1) 基本的な考え方

新設合併の場合は、すべての市町村の法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、 新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。名称の決め方については、法律上、特に 規定はないが、基本的な考え方として、次のことに留意する必要がある。

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密接しており、地域住民にとって非常に重要な事柄であることから、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なもの、 読み方のわからないもの、近隣市町村の名称と類似しており郵便物の配送等に混乱を生じる おそれがあるものなどは、市町村の名称として不適当であると考えられる。

なお、市の名称については、既に全国にある市と同一の名称は使用できないこととされている。

#### (2) 表記に関する留意点

新市名称の表記については、総務省から次に掲げる見解が示されている。

- ア 既に同一又は類似の市が存在する場合
  - (ア) 同じ表記で読み方が異なる場合 x (表記が同じ場合は不可)

【例】宮城県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし)

- (イ) 異なる表記で読み方が同じ場合 (表記が異なる場合は可)
  - 【例】宮城県仙台市(せんだいし) 鹿児島県川内市(せんだいし)
- イ 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 (理由が明確であれば可)
  - 【例】ALPS 山梨県南アルプス市
- ウ 略字及び算用数字等の使用
  - (ア) 「ヶ」及び「々」の使用 (同様の事例があり可) 【例】三ヶ日町、小佐々町など
  - (イ) 「 0 1 2 3 ... (数字)」の使用 × (日本語かどうか解釈できず、適当でない。)
- エ 通常の読み方と異なる読み方をする場合 (告示の際、読みがなを振れば良い。) 【例】京都府八幡市(はちまんし) (やわたし)
- オ その他市の名称としてふさわしくないもの
  - (ア) 公序良俗に反する名称
  - (イ) 長すぎる名称
  - (ウ) 現在使用していない漢字を使用した名称

#### 2 本協議会における選定基準

新市名称候補選定小委員会では、次のとおり選定基準を定め、名称候補の選定作業を行った。 同基準は、一義的には小委員会における選定基準であるが、同時に本協議会における選定基準 ともなり得るものであると考えられる。

新市名称候補選定基準(抄)

#### 1 選定基準

新市の名称候補は、次の第1次選定基準の全てに該当し、かつ第2次選定基準のいずれか1つ以上に該当するもののうちから選定する。

(1) 第1次選定基準

漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

全国の市と同じ表記でないこと。

(2) 第2次選定基準

地域の歴史、文化にちなんだ名称 地域を地理的にイメージできる名称 地域の特徴を表す名称 地域を対外的にアピールできる名称 地域の知名度の向上が期待できる名称 新市の将来をイメージした名称 その他新市にふさわしい名称

## 選択肢

新市の名称は、次に掲げる候補作品の中から選定することとする。

ふ り が な 名 称	選定理由
えんしゅうし 遠 州 市	豊かな自然に恵まれた歴史ある遠州地方にちなんだ名称であり、 新市を地理的にもイメージできるため、新市の名称としてふさわし い。
か け が わ し <b>か け が わ 市</b>	知名度の高い掛川の名を残しながらも、平仮名表記とすることで 柔らかなイメージが加わり、新市の名称としてふさわしい。
かけがわし <b>掛 川 市</b>	掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、 この地方における政治的・文化的な中心として発展を遂げてきた。 また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしい。
さんじょうし <b>三 城 市</b>	掛川城、高天神城、横須賀城という1市2町にそれぞれ存在した 由緒ある三つの城にちなんでおり、住民の心のよりどころとなり得 る名称であることから、新市の名称としてふさわしい。
しんかけがわし <b>新 掛 川 市</b>	知名度の高い掛川の名を残しながらも、大東、大須賀との合併を機に新しい都市として更なる発展を遂げたいという願いが込められた名称であり、新市の名称としてふさわしい。

## 参考資料

## 1 新市名称応募数順一覧表(上位20名称)

	名 称	ふりがな	応募数
1	掛川	かけがわ	558
2	かけがわ	かけがわ	55
3	遠州	えんしゅう	54
4	三城	さんじょう	45
5	新掛川	しんかけがわ	41
6	大掛川	だいかけがわ	36
7	小笠	おがさ	29
8	大掛川	おおかけがわ	25
9	小笠山	おがさやま	24
10	遠州掛川	えんしゅうかけがわ	18

	名 称	ふりがな	応募数
11	大掛	おおかけ	17
12	大掛	おおがけ	15
13	東遠州	ひがしえんしゅう	14
14	東遠	とうえん	13
15	遠江	とおとうみ	13
16	中遠	ちゅうえん	10
17	かけ川	かけがわ	8
18	掛大	かけだい	7
19	報徳	ほうとく	6
20	三城	みしろ	6

## 2 居住地別応募数順一覧表(上位10名称)

	掛川市		大 東 町		大須賀町		その他市町村	†
	ふりがな 名 称	応募数	ふりがな 名 称		ふりがな 名 称	応募数	ふりがな 名 称	応募数
1	かけがわ 掛 川	367	かけがわ 掛 川	74	かけがわ 掛 川	66	かけがわ 掛 川	51
2	かけがわ	34	さんじょう 三 城	15	えんしゅう 遠 州	15	えんしゅう 遠 州	6
3	しんかけがわ 新掛川	27	えんしゅう 遠 州	9	かけがわ	13	おがさやま 小 笠 山	5
4	だいかけがわ 大掛川	26	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	5	さんじょう 三 城	12	かけがわ	5
5	えんしゅう 遠 州	24	しんかけがわ 新掛川	5	おがさ 小 笠	9	おおかけがわ 大掛川	4
6	おおかけがわ 大掛川	17	とおとうみ 遠 江	4	おおがけ 大 掛	6	しんかけがわ 新掛川	4
7	さんじょう 三 城	16	おおがけ 大 掛	3	おがさやま 小 笠 山	6	おがさ 小 笠	3
8	おがさ 小 笠	15	おおかけがわ 大 掛 川	3	しんかけがわ 新掛川	5	だいかけがわ 大掛川	3
9	おおかけ 大 掛	12	かけがわ	3	ひがしえんしゅう 東 遠 州	5	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	2
10	えんしゅうかけがわ 遠州掛川	11	だいかけがわ 大掛川	3	だいかけがわ 大掛川	4	おおがけ 大 掛	2

(注) は、名称候補として提案した名称を示す。

## 協議第15号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

#### 留意点

#### 1 公共的団体等とは

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよいとされている。

地方自治法第157条では、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」とされている。このことから、地方公共団体の長は、これら公共的団体相互間の総合調整を図るばかりでなく、当該地方公共団体における産業、経済、文化、社会の各事業活動において、行政と公共的団体等の間に適切な調和と協力が図られるよう、公共的団体等を指揮監督することができるものとされている。

このため、それぞれの旧市町の区域毎に同種の団体が設立されていたり、市町の事業 に大きく関与しているものについては、合併市町村からも統合のための助言等を十分に 行う必要がある。

地方自治法(抄)

(公共的団体等の監督)

- 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。
- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿等を 提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 · 4 略

#### 2 公共的団体等の責務

合併特例法においては、いつまでも合併関係市町村単位で同種の公共的団体が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないことから、公共的団体等は統合整備を図るように努めなければならないとしている。

市町村の合併の特例に関する法律(抄)

(国、都道府県等の協力等)

第16条 1~6 略

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

## 調整方針

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれ までの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。

-	10	-
---	----	---

## 協議第16号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

#### 留意点

#### 1 補助金について

補助金とは、一般的に特定の事業、研究等を育成、助長するため地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。

地方自治法(抄)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助をすることができる。

#### 2 交付金について

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、一方的に交付されるものをいう。

## 3 協議の必要性

補助金、交付金等については、団体や事業の特性等により交付条件が異なっているため、協議会では、その取扱いについて協議する必要がある。

特に補助金については、交付対象、交付額等が補助金交付要綱等で1市2町ごとに定められており、同一又は同種の補助金であってもその内容が異なっていることもあることから、一体性の確保や行財政改革の観点からも制度の統一に向け協議が必要となる。また、1市2町独自で実施している補助金・交付金についても交付の経緯、実績を踏まえつつ、新市全体の均衡を考慮した上で調整を行う必要がある。

1市2町における主な補助金、交付金等の内訳

(平成15年度当初予算書から)

分 類	同一又は同種	1市	1市2町それぞれ独自の補助金等				
刀	の補助金等	掛川市	大 東 町	大須賀町	小 計	計	
企画部門	2	3	9	2	14	16	
総務部門	4	1	2	1	4	8	
生活環境部門	16	12	8	3	23	39	
健康福祉部門	28	15	7	2	24	52	
産業経済部門	30	36	20	13	69	99	
都市建設部門	7	7	3	4	14	21	
教育文化部門	14	25	17	9	51	65	
議会等部門	1	2	0	0	2	3	
計	102	101	66	34	201	303	

## 調整方針

補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、次のとおり調整するものとする。

なお、整理統合ができる補助金等については、統合又は廃止するよう調整するものとする。

- (1) 同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- (2) 1市2町それぞれ独自の補助金等については、従来からの実績等を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。

- 14 -	
--------	--

## 協議第17号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

### 留意点

#### 1 自治体における電算システムの位置付け

自治体においては、住民記録処理、税処理、各種証明をはじめ非常に多くの業務が電算システムを利用して行われている。電算システムの障害は、住民サービスに大きな支障をきたすことから、安全性・信頼性を優先したシステムの構築の基に各種の自治体業務が処理されている。

#### 2 電算システムの分類

自治体における電算システムは、大きく次の3区分に分類される。

#### (1) 住民情報系システム

住民記録、税、年金、地図情報などのように住民の基本的なデータを用いて処理されるシステムである。各業務毎にソフトウェアは独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民記録を基盤にして処理せざるをえないため、住民記録システムとの関連性が大きい。

#### (2) 行政情報系システム

財務会計、人事・給与、グループウェアのように、内部の事務処理や情報伝達等を行うためのもので、住民情報と直接には関連しないシステムである。

#### (3) 地域情報系システム

学校間ネットワーク、地域公共施設間ネットワーク、図書館予約ネットワークのように、地域の情報をやりとりするためのネットワークシステムである。

#### 3 1市2町の電算処理の現況

	掛川市	大東町	大須賀町
人口	80,217人	21,791人	12,320人
住民情報系システム	自庁処理 主に汎用機処理	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理
行政情報系システム	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理	自庁処理 主にC/S処理
地域情報系システム (ネットワーク)	学校間ネットワーク 地域公共施設間ネットワーク 図書館予約ネットワーク	該当なし	該当なし
管理内容等	システム企画・設計・開発、 庁内業務の管理、地域情報化 推進	グループウェア管 理、庁内調整	グループウェア管 理、庁内調整

汎用機処理は、大型コンピューターで一般的には多数の業務システムを1台で処理する。C/S(クライアント・サーバー)処理は、各業務システム毎に小型コンピューターを用い、連携させて処理する。

#### 4 統合の必要性

住民情報系システム及び行政情報系システムは、住民サービスや行政事務を行う基盤となるものであり新市全体に関係する。このようなシステムについては、各市町のシステムが独立した状態では一元的な処理ができないため統合する必要がある。

また、地域情報系ネットワークのように独立して運用が可能なネットワークについても、新市の住民が共通して情報を広く利用できるべきであるといった観点から、ネットワークシステムの拡張が必要である。

#### 5 システムの統合方法

システムの統合に当たっては各種の方法があるが、既に事務所の取扱いについて本庁・支所方式が確認されていることから、管理上の安全性、信頼性及び管理コストの抑制といった点から主要なシステムについては、本庁で統合管理されるべきである。

各業務システムの統合については、現在の処理内容を考慮しながら、統合の費用、システムの 更新時期、システム構築に要する期間等様々な条件に基づき、次の方式により検討する必要があ る。

#### (1) 新規システムの開発

最新技術を用い新市にとって理想的なシステムを構築できるが、開発期間が長期に及ぶ点、 開発費用が増大する点及び試験運用期間を十分に設けないと信頼性に問題が生ずる点について 留意する必要がある。ただし、システム設計が古いなどの理由でシステム改修による対応が難 しい場合については、新規システムを開発せざるをえない。

#### (2) 1市2町の既存システムの活用

1市2町のいずれかのシステムを改修して活用するため、開発費用、開発期間が圧縮できるとともに、システムの信頼性がある。ただし、同等のシステムが2以上存在する場合は、システムの選定方法を十分検討する必要がある。

## 調整方針

電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統合するものとする。ただし、地域情報系システムについては、合併後早期に整備するものとする。

-	18	-
---	----	---

## 協議第18号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月18日提出

項 目	掛川市	大 東 町
市(町)章	市章 昭和31年2月28日制定  太田備中守資美の城として知られる雲霧城(掛川城)の桔梗御紋を引用したもの。	町章 昭和48年10月25日制定 富士と海を図案化し、 大を形どったもので外の 輪は町北部のなごやかな 山を表し、富士の下に大 東町の海岸線を表徴し、 融和の精神を表す。
シンボルマーク	なし	なし
市(町)の花・木・鳥	木 「キンモクセイ」昭和49年4月1日制定 花 「ききょう」 昭和49年4月1日制定 鳥 なし	木 「松」 昭和48年10月25日制定 花 「水仙」 昭和48年10月25日制定 鳥 なし
シンボルフラワー	「芙蓉」 生涯学習のシンボルとして 昭和63年 3 月制定	なし
市(町)の歌	「掛川市市歌」 昭和42年4月1日制定	「大東町歌」 昭和58年4月制定
市(町)民憲章	なし	昭和58年3月14日制定
都市宣言	掛川市を「青少年を守り育てる都市」とする 宣言について 昭和41年6月23日議決 	核兵器廃絶平和都市宣言平成9年3月14日議決

## 大 須 賀 町

町章 昭和37年10月25日制定



町合併の基となった横 須賀、大渕、笠原の3地 区をそれぞれ矢羽根で表 し、この3つを組み合わせて大須賀町の頭文字 「大」にまとめて形取る 大」にまとめて形取る の白線は各地区を流れる 3本の川を表す。



平成9年10月24日制定

町のイニシャル「〇」の 文字を基本に、小笠山を上 に、遠州灘(波で表現)を 下に配置し、これから活力

ある未来に向かっていくことを笑顔のキャラ クターで表す。

木 「松」 花 「つつじ」 鳥 「めじろ」 昭和48年8月10日制定 昭和48年8月10日制定 昭和48年8月10日制定

なし

「大須賀町歌」 昭和56年5月制定

昭和61年11月1日制定

非核平和都市宣言 昭和60年9月27日議決

男女共同参画都市宣言 平成11年9月14日議決

## 留 意 点

#### 1 慣行とは

市町村が行う事務事業のうち、法令等に定義付けされることなく、市町村が慣例として行っているものを慣行という。

### 2 慣行として取り扱う対象

慣行のうち条例等により基準を設けることなく取扱いがなされるものを対象とする。

ただし、姉妹都市・友好都市についてはその他の事務 事業の取扱いにおいて別途協議されるため除外する。

#### 3 協議の必要性

- (1) 市(町)章、市(町)の木・花・鳥及びシンボルマーク・シンボルフラワーについては、自治体のシンボルとなるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。
- (2) 市(町)の歌については、自治体の姿、文化、一体 感などを表すものであることから、その取扱いについ て協議する必要がある。
- (3) 憲章、都市宣言については、自治体の基本姿勢となるものであることから、その取扱いについて協議する必要がある。

## 調整方針

市章は、新市において新たに制定するものとする。 その他の慣行については、新市において検討するものと する。

_	22	_
_	~~	_

## 協議第19号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

留意点

#### 1 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、市町村が保険者となり運営され、相扶共済の精神にのっとり市町村民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度として国民健康保険法に規定されている制度である。国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法により職場の医療保険(健康保険、共済組合、船員保険など)の加入者や生活保護を受けている者を除き、その市町村に居住する者はすべて加入しなければならないこととされている。

#### 2 国民健康保険税

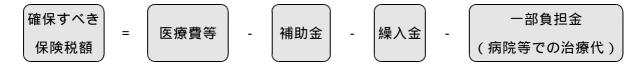
#### (1) 概要

国民健康保険事業に充てる財源は、主には国などの補助金、一般会計からの繰入金及び国民 健康保険税から成り立っている。保険税は、市町村税の目的税に分類され、医療保険に充てら れる医療分と介護保険の財源に充てられる介護分からなっており、それぞれの税率で合算した 額が国民健康保険税額となる。

国民健康保険税は、地方税法の規定に基づき、その賦課や徴収などに関する事項を条例で定めることとされている。

#### (2) 保険税率の決め方

保険税率は、主には国民健康保険事業の支出の大半を占める医療費の支出額により決定される。具体的には、その年度の医療費等の支出の推計額から、国などの補助金、一般会計からの繰入金、一部負担金などを除いた額を確保すべき保険税額として算出し、これを所得や被保険者等に按分して、賦課する方式となっている。



なお、保険税の按分方法は、所得や資産など、その人の負担能力に応じた応能負担と、世帯 当たりに一定額あるいは被保険者当たり一定額という、利益を受ける期待率といったものに比 例する応益負担から構成されている。税率の決定は、国民健康保険法の規定により設置された 国民健康保険運営協議会で協議され、その答申を受け議会の議決により決定される。



#### 3 国民健康保険事業

国民健康保険では、病気やけがなどの医療費を医療機関に支払う療養給付のほか、一定の限度 を超える高額な医療費に対して高額療養費の給付などを行っている。また、各市町村が条例で定 める、出産時の出産育児一時金や葬祭を行う際の葬祭費の給付を行っている。

このほか、被保険者の疾病の早期発見、早期治療を図るための事業として人間ドックに対する 助成や医療費の抑制及び健康意識の高揚のための指導、啓発など、被保険者の健康管理に役立つ 各種事業を行っている。

#### 4 調整内容

合併に伴い、これまで1市2町それぞれが保険者となり運営していた国民健康保険事業が統合 されることになるが、統合に当たっては、保険税率、納期、給付内容等について調整する必要が ある。

この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。 国民健康保険の予算は、医療需要に見合った収入を確保しなければならず、収入が少ないからといって主な支出である医療給付を削減することはできない。よって、国民健康保険事業の統一に当たっては、相扶共済の精神という法の趣旨を十分に尊重した上で調整を図る必要がある。

## 調整方針

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、新市における療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額の算出を行った上で、合併年度の翌年度から統一する。
- (2) 人間ドック助成事業については、掛川市の例により統一する。
- (3) 高額療養費貸付事業については、大東町、大須賀町の例により統一する。

# 参考資料

## 1 1市2町の国民健康保険事業の現況(平成15年度)

	項	目	掛川市	大 東 町	大 須 賀 町
国保加入世帯数(世帯)		12,629	3,257	2,130	
	一般被保険者数		15,052	4,329	2,781
被保険者数	退職被保険	者数	3,668	978	542
(人)	老人被保険	者数	8,179	2,267	1,492
	計		26,899	7,574	4,815
賦課形態			保険税・4方式	保険税・4方式	保険税・4方式
納税義務者			被保険者の属する 世帯の世帯主	被保険者の属する 世帯の世帯主	被保険者の属する 世帯の世帯主
		所得割	44.3	44.8	46.0
	医底八	資産割	12.6	13.2	12.8
中部割合	医療分	均等割	29.0	29.1	28.4
賦課割合 (%)		平等割	14.1	12.9	12.8
一般被保 険者分		所得割	46.7	38.6	42.3
	◇誰⇔	資産割	9.8	11.9	9.2
	介護分	均等割	29.5	34.5	33.6
		平等割	14.0	15.0	14.9
		所得割(%)	5.1	5.8	5.7
	医療分	資産割(%)	25.0	30.0	30.0
	区怎刀	均等割(円)	25,000	24,000	23,000
保険税率		平等割(円)	25,000	24,000	23,000
木 央代 <del>平</del>	介護分	所得割(%)	0.7	0.7	0.72
		資産割(%)	4.0	6.0	4.5
		均等割(円)	5,800	7,700	7,300
		平等割(円)	3,800	4,800	4,500
賦課限度額	医療分		53万円	53万円	53万円
(円)	介護分		7 万円	8 万円	8万円
保険税の軽減割合(所得に応じて)		6割、4割軽減	6 割、 4 割軽減	6割、4割軽減	

	項	目	掛川市	大 東 町	大 須 賀 町
医療一般		一世帯当たり	153,850	166,956	160,260
		一人当たり	74,587	73,986	72,235
課税額	医療退職	一世帯当たり	213,775	252,267	203,711
(円)	区原区咽	一人当たり	82,496	86,153	76,673
	△華□伽	一世帯当たり	24,160	29,398	27,934
	介護一般	一人当たり	17,513	20,575	20,051
	人 罐 注 脚	一世帯当たり	19,358	25,572	22,473
	介護退職	一人当たり	13,765	18,098	16,065
		納期	8月~3月	4月~1月	4月~2月
		回数	全8回、随時2回	全6回、随時2回	全6回、随時1回
		第1期	7月21日~8月5日	4月15日~4月30日	4月15日~4月30日
		第 2 期	8月21日~9月5日	6月1日~6月30日	6月1日~6月30日
4m #A		第3期	9月21日~10月5日	9月15日~9月30日	8月15日~8月31日
納期		第4期	10月21日~11月5日	10月1日~10月31日	10月1日~10月31日
		第 5 期	11月21日~12月5日	11月1日~11月30日	12月1日~12月25日
		第6期	12月21日~1月5日	1月1日~1月31日	2月1日~同月末日
		第7期	1月21日~2月5日		
		第8期	2月21日~3月5日		
	療養の給付	3 歳未満	8割(2割負担)	8割(2割負担)	8割(2割負担)
	又は療養費	一般	7割(3割負担)	7割(3割負担)	7割(3割負担)
保険給付		70歳以上	9割又は8割 (1割、2割負担)	9割又は8割 (1割、2割負担)	9割又は8割 (1割、2割負担)
出産育児一田		寺金	30万円	30万円	30万円
葬祭費			5 万円	5 万円	5 万円
人間ドック		対象年齢	20歳~69歳	40歳~69歳	30歳~69歳
八回ドック	χ,	自己負担金	10,000円	10,500円	10,000円
高額療養費賃	章付事業	貸付額	-	高額医療費支給見込みの10分の8以内	高額医療費支給見込みの10分の8以内
		貸付利息	-	無利子	無利子

	項	目	掛川市	大 東 町	大 須 賀 町
	国民健康保障	<b></b>	2,219,015,667	569,168,437	366,426,694
	国庫支出金		1,399,165,991	448,976,003	296,869,285
亚式44年度	療養給付費交付金		706,010,000	173,743,000	83,255,000
平成14年度 歳入決算	共同事業交付金		44,643,800	25,719,200	13,383,000
(円)	他会計繰入金	金	310,929,529	101,018,100	49,738,600
	基金繰入金		0	3,254,000	10,000,000
	その他の収え	λ	155,110,038	63,316,524	81,419,056
	歳入合計		4,834,875,025	1,385,195,264	901,091,635
	総務費		96,939,573	28,796,199	6,982,241
	保険給付費		2,674,100,592	775,572,481	476,563,872
	老人保健拠品	出金	1,548,262,677	409,389,398	273,576,917
平成14年度	介護給付金		248,616,236	69,123,866	42,312,244
歳出決算 (円)	共同事業拠出金		26,429,565	7,513,204	5,837,394
	保険事業費		71,598,847	8,147,493	17,284,214
	基金積立金		80,526,705	22,675	10,845
	その他の支出		14,927,392	3,573,842	14,099,489
	歳出合計		4,761,401,587	1,302,139,158	836,667,216
収支差引 (F	9)		73,473,438	83,056,106	64,424,419
亚式44年度	療養諸費		2,394,305,965	686,254,641	418,148,991
平成14年度 保険給付	高額療養費		232,194,627	77,155,790	47,314,881
(円)	出産育児一時金		27,600,000	6,300,000	6,900,000
	葬祭費		20,000,000	5,850,000	4,200,000
H14年度末 基金保有官	支払い準備基金		185,934,474	41,528,626	29,055,634
基金保有高 (円)	高額医療費資金貸付基金		-	5,643,474	1,850,000
国民健康保	定数		14人	9人	9人
	任期		2年	2年	2年
険運営協議 会		委員長	6,800円	日額5,000円 半日3,000円	日額5,000円 半日3,000円
	幸侵動州	委員	6,300円	日額5,000円 半日3,000円	日額5,000円 半日3,000円

#### 2 関係法令

国民健康保険法(抄)

(国民健康保険)

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を 行うものとする。

(保険者)

- 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものと する。
- 2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

(被保険者)

第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、 当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民 健康保険の被保険者としない。
  - (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第 2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
  - (2) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)の規定による被保険者
  - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和3 7年法律第152号)に基づく共済組合の組合員
  - (3)の2 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
  - (4) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
  - (5) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
  - (6) 生活保護法 (昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
  - (7) 国民健康保険組合の被保険者
  - (8) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

(資格取得の時期)

- 第7条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至 つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。 (資格喪失の時期)
- 第8条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は第6条各号(第6号及び第7号を除く。)のいずれかに該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。
- 2 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第六号又は第7号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

(国民健康保険運営協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険 運営協議会を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

#### 地方税法 (抄)

#### (国民健康保険税)

- 第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。)の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。
- 2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第九条第二号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。
- 3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第八条の二に規定する被保険者(以下本節において「退職被保険者等」という。)以外の国民健康保険の被保険者(以下本節において「一般被保険者」という。)に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。
  - (1) 当該年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の百分の六十五に相当する額
  - (2) 当該年度分の老人保健法 の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額
    - イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金 の見込額
    - ロ 当該年度分の国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健 医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得 た額

#### 4~(略)

## 3 先進事例

都道府県 市町村名	合併市!	町村の概要	国民健康保険事業における調整方針(抜粋)
山口県周南市	合併年月日	平成15年 4 月21日	2市2町で差異のある国民健康保険制度については、 次のとおり取り扱うものとする。
)-D)+-D)-D	合併の方式	新設合併	(1)賦課形態は、徳山市の例により保険料とする。 (2)賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、
	合併市町村数	2 市 2 町	(2) 賦缺力がは、無宅間の別により均等的、平等的、 所得割の3方式とする。 (3) 賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一
	人口	約157千人	する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。 (4)納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。 (5)納入(納税)組合は、廃止の方向で検討する。 (6)任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。 (7)人間ドック検診費助成は、熊毛町の例により調整する。 (8)高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。 (9)国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
静岡県静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、合併後1年以内を
נונייות	合併の方式	新 設 合 併	日途に、新市において統一するものとする。
	合併市町村数	2 市	
	人口	約706千人	
東京都西東京市	合併年月日	平成13年 1 月21日	賦課方式については、田無市の例により「保険料」と する。
TO NOT THE	合併の方式	新 設 合 併	保険給付の内容については、両市に相違がないため現 行のとおりとする。
	合併市町村数	2 市	保険料率については、田無市の例により調整する。た だし、平成12年度については、それぞれ旧市の例によ
	人口	約177千人	る。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、平成14年度より新保険料率を設定するものとする。  「賦課期日については、両市に相違ないため現行のとおりとする。  「納期については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。

-	32	-
---	----	---

# 協議第20号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日提出

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 介護保険制度の概略

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあっていこうという理念のもとに作られた保 険制度で、平成12年4月からスタートしている。

介護保険法において、制度を運営する保険者は市町村、被保険者は65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(第2号被保険者)に区分され、被保険者が納める保険料と国、都道府県、市町村からの公費を財源として、介護や支援が必要になった被保険者にサービスを提供(保険給付)する仕組みとなっている。

介護サービスを受けるには、要介護認定の申請をして介護認定審査会において要介護認定を受ける必要があり、介護サービスは在宅サービスと施設サービスに分けられ、利用者負担は原則1割となっている。

### 2 介護保険事業計画

市町村は、国が定める基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする市町村介護保険事業計画を策定することとなっており、その計画には、各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービス見込量の確保のための方策、事業者間の連携の確保等介護サービスの円滑な提供を図るための事業、その他保険給付の円滑な実施のため必要な事項を定めることとなっている。また、介護保険事業計画は、市町村の区域における要介護者等の人数、介護給付等対象対象サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成することとなっている。

### 3 介護保険料と納期

#### (1) 第1号被保険者の保険料(第1号保険料)

第1号保険料は、3年ごとに市町村が条例で設定している。市町村介護保険事業計画に定めた介護サービスの見込み量から介護保険事業に要する費用の総額を見込み、その費用のうち第1号保険料で負担する額を第1号被保険者数で除して保険料の基準額を算定する。さらに、低所得者の人に過重な負担とならないよう、所得状況に応じて5段階に区分し、それぞれについて基準額に標準割合を乗じて得た額を定額保険料として設定する。

納期は、国民年金法による老齢基礎年金等の老齢(退職)年金を一定額以上受給している第1号被保険者については、当該年金が支給されるときに年金額から差し引かれ、それ以外の第1号被保険者については、市町村が条例で定める期日までに市町村へ直接納付される。

#### (2) 第2号被保険者の保険料(第2号保険料)

第2号保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険ごとに、医療保険料の算定方法に基づき決定される。第2号保険料は、医療保険者が医療保険料として一括徴収する。

### 4 介護認定審査

### (1) 要介護認定

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや、痴呆などサービスを受けられる状態 かどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要となる。

要介護認定は、市町村職員等で介護の専門知識を持つ調査員が家庭等を訪問して、本人の日常生活の自立度など全国共通の調査票に基づいて行う調査の結果により一次判定を行う。

次に、かかりつけ医師の意見書、一次判定結果及び調査の特記事項を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い (要介護度)を総合的に審査・判定する。(二次判定)

### (2) 介護認定審査会

介護認定審査会は、各市町村に設置されるのが原則である。ただし、審査判定業務の都道府 県への委託又は審査会の共同設置が可能である。1市2町においては、掛川市及び小笠郡5町 と共同設置している。

介護認定審査会は、5人を標準として市町村が定める人数からなる合議体を単位に審査判定 を行う。委員は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から各分野の均衡に配慮して任命する。

# 調整方針

- 1 介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。
- 2 第1号被保険者に係る介護保険料については、新市において介護保険事業が円滑に運営されるよう合併年度の翌年度から統一するものとする。
- 3 介護認定審査会については、現行の体制を引き続き存続するよう調整するものとする。

# 参考資料

# 1 1市2町の介護保険事業の現況

項	目		掛川	市	大東町		大須賀町		
第1号被保険者数(H15.3月	末現で	生) <人>	15,	300	4,393		2,794		
	要支援					43		24	
	要介護 1		440	1	46		85		
♥ 要介護認定者数 ( H15.3月) ♥ 現在 ) < <		要介護 2		400	1	46		80	
	3	要介護3		252		83		35	
	3	要介護 4		272		70		54	
	3	要介護 5		255		83		54	
		計	1,	725	5	71	3	32	
介護保険事業計画期間	1		H15年度~	H19年度	H15年度~	H19年度	H15年度~	·H19年度	
介護保険料の設定期間			H15年度~	H17年度	H15年度~	H17年度	H15年度~	H17年度	
第1号被保険者の保険料(	基準額	額)<円>	年額	32,400	年額	32,400	年額	37,200	
段階    対象者		設定	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
生活保護受給 第1段階 老齢福祉年金登 で住民税非課	受給者	基準額 ×0.5	16,200	1,350	16,200	1,350	18,600	1,550	
第2段階 世帯全員が住 課税	民税非	基準額 ×0.75	24,300	2,025	24,300	2,025	27,900	2,325	
第3段階 本人が住民税	丰課税	基準額	32,400	2,700	32,400	2,700	37,200	3,100	
本人が住民税 第4段階 合計所得金額2 円未満		基準額 ×1.25	40,500	3,375	40,500	3,375	46,500	3,875	
本人が住民税 第5段階 合計所得金額2 円以上		基準額 ×1.5	48,600	4,050	48,600	4,050	55,800	4,650	
		第1期	4月21日~	5月6日	4月15日~	4月30日	4月15日~	4月30日	
第 1 日		第2期	6月21日~	7月5日	6月1日~6月30日		6月1日~6月30日		
第1号 被保険者 普通代	: <b>4X</b>	第3期	8月21日~	9月5日	8月1日~	8月31日	8月1日~	8月31日	
納期		第4期	10月21日~	11月 5 日	10月1日~	10月31日	10月1日~	10月31日	
		第5期	12月21日~1月5日		12月1日~12月25日		12月1日~12月25日		
		第6期	2月21日~	2月21日~3月5日		2月1日~2月末日		2月1日~2月末日	
特別律	年金支給時								
第2号被保険者			医療保険の保険料納付時						

普通徴収:第1号被保険者のうち、老齢(退職)年金が年額18万円未満の人の徴収方法のことをいい、市町村から送られる納付書又は口座振替により納めることとなる。

特別徴収:第1号被保険者のうち、老齢(退職)年金が年額18万円以上の人の徴収方法のことをいい、年6回の年金から天引きされることとなる。

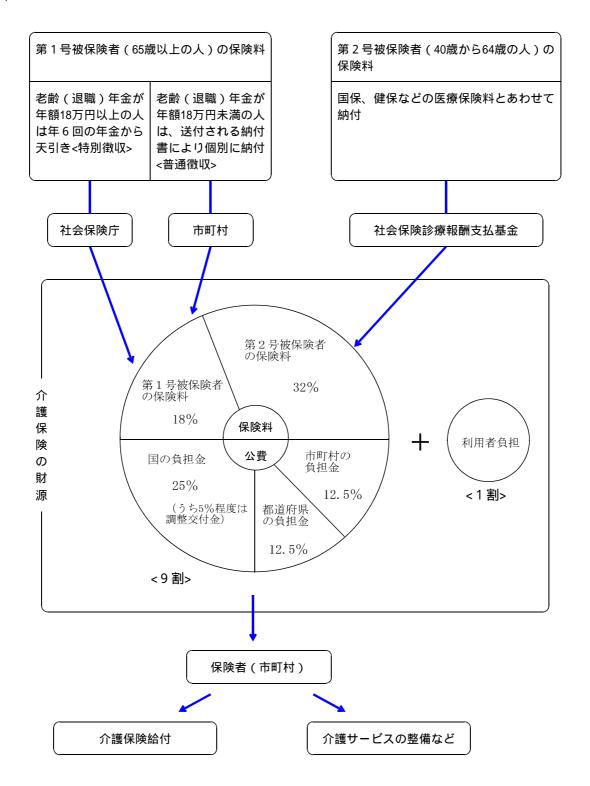
	項	目		掛川市	大東町	大須賀町
	歳	入総額		2,803,055,385	835,751,005	563,763,992
	1	保険料		481,578,450	132,451,800	84,586,300
	:	分担金及び負担	旦金	26,982,572	0	0
	1	使用料及び手数	<b>女料</b>	68,800	11,600	11,400
	I	国庫支出金		662,663,425	207,423,100	135,865,500
	-	支払基金交付金	ž	825,887,533	252,626,107	171,278,279
	ļ	県支出金		327,964,000	96,750,000	68,433,000
	ļ	財産収入		1,116,298	12,337	2,522
	#	繰入金		404,715,234	139,038,673	90,025,000
平成14年度	i	諸収入		511,681	4,085,546	0
決算状況   次算状況   <円>	#	繰越金		71,567,392	3,351,842	13,561,991
/ / /	歳	出総額		2,730,332,685	802,322,712	546,098,985
	4	総務費		133,521,257	51,015,993	15,314,058
	1	保険給付費		2,510,281,292	737,698,364	516,376,128
		介護サービス	等諸費	2,473,482,264	723,462,132	505,591,316
		支援サービス	等諸費	19,013,372	9,345,847	7,739,219
		審査支払手数料		4,376,474	1,652,397	877,700
		高額介護サー	ビス等諸費	13,409,182	3,237,988	2,167,893
	ļ	財政安定化基金	<b>赴拠出金</b>	12,958,983	3,906,234	2,429,616
	1	基金積立金		22,886,368	5,981,337	2,515,653
		その他の支出		50,684,785	3,720,784	9,463,530
	収	支差引		72,722,700	33,428,293	17,665,007
平成14年度末	支持.	払準備基金残高	高 <円>	231,826,252	67,133,000	16,675,091
			設置	平成11年8月に1市	5 町で共同設置	
			定数	60人(医師24人、歯 18人)で、12合議体	科医師9人、薬剤師9 体制(1合議体5人)	9人、保健福祉関係 )。
小笠掛川介詞	護認:	定審査会	開催状況	毎週1回(水曜日) 開催	に掛川市、大東町、菊	前川町会場において
			任期	2年		
<u> </u>		報酬	会長及び合議体の長	: 日額14,000円 🥏	委員:日額13,000円	
負		負担割合	平等割30% 65歳以	上人口割70%		
			定数	20人以内	25人以内	20人以内
		計画及び介護	任期	1年	1年	2年
保険事業計画	<b>9</b> / 住 7	<b>性</b> 安貝宏	幸侵酉州	日額5,000円	日額5,000円 半日3,000円	日額5,000円 半日3,000円

# 2 介護保険制度について

# (1) 介護保険の概要

保険者	各市町村								
被保険者	<第 1 号被 65歳以上の	保険者> Dすべての人	<第2号被保険者> 40歳~64歳で医療保険に加入している人						
サービスを利用 できる人	事などの 護が必要 た人 掃除、決	りや痴ほうなどで、入浴、排泄、食り日常の生活動作について、常に介度な状態(要介護状態)と認定された濯、買い物などの身のまわりのこないなど、日常生活に支援が必要(要支援状態)と認定された人	初期性の痴ほう、脳血管障害など、老化が原因とされる15種類の病気により介護や支援が必要な状態(要介護、要支援)と認定された人						
要介護認定を受けるまでの流れ	訪問語のおり、	市町村へ要介護認定の申請 訪問調査 市町村の担当者や介護支援専門員が訪問し、介護が必要な状態かどうか、全国共通の 調査票をもとに調査する。訪問調査の結果に基づきコンピュータによる判定を行う。 (一次判定) 審査・判定 かかりつけ医の意見書、一次判定結果及び訪問調査の特記事項をもとに、保健・医療 ・福祉の専門家で構成される介護認定審査会において、介護を必要とするかどうか、 どの程度の介護を必要とするかの区分(要介護度)について、判定を行う。(二次判 定) 認定結果通知							
要支援・要介護状態のめやす	要支援	食事や排泄はほとんど自分でできる が必要。など	るが、掃除などの身の回りの世話の一部に介助						
	要介護 1	食事や排泄はほとんど自分でできる 立ち上がり等に支えが必要。など	るが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。						
	要介護 2	食事や排泄に介助が必要なことがる 上がりや歩行に支えが必要。など	あり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち						
		排泄や身の回りの世話、立ち上が「 ことがある。など	)等が自分でできない。歩行が自分でできない						
	要介護 4	排泄や身の回りの世話、立ち上が「い。問題行動や全般的な理解の低 <sup>-</sup>	り等がほとんどできない。歩行が自分でできな 下が見られることがある。など						
	要介護 5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち動や全般的な理解の低下が見られる	5上がりや歩行等がほとんどできない。問題行 ることがある。など						
利用できるサービスの種類	おけれる。おは、おは、おは、おいまでは、おいまでは、これが、のでは、ないでは、ないでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、のでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	を訪問するサービス 引介護(ホームヘルプ)、訪問入浴が りで通うサービス 所介護(デイサービス)、通所リハト への短期入所(ショートスティ) ら対応型共同生活介護(グループホー ケアハウス) 目具の貸与・購入、住宅の改修	- ム)、特定施設入所者生活介護(有料老人ホ						

### (2) 保険料の流れ



#### 3 関係法令

#### 介護保険法(抄)

(保険者)

- 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
- 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(被保険者)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。
  - (1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)
  - (2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)

#### (介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(市町村の認定)

- 第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態 区分について、市町村の認定(以下「要介護認定」という。)を受けなければならない。
- 2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定(以下「要支援認定」という。)を受けなければならない。

(基本指針)

- 第 116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項
  - (2) 次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
  - (3) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その 他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

### (市町村介護保険事業計画)

- 第 117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
  - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業 その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付 等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法 (昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画で あって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければ ならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### (保険料)

- 第 129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。) に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第 147条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

#### (賦課期日)

第 130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

#### (普通徴収に係る保険料の納期)

第 133条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。

# 4 先進事例

都道府県 市町村名	合併市	町村の概要	調整方針					
東京都西東京市	合併年月日	平成13年 1 月21日	介護保険制度の中で2市で差異のあるものについて は、次のとおり取扱うものとする。					
ロネがゆ	合併方式	新 設	(1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市					
	市町村数	2 市	に於いて保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年 度より新保険料を設定する。ただし、合併年度につ					
	人口	約 177 千人	いては、それぞれ旧市の例による。 (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。					
山口県周南市	合併年月日	平成15年4月21日	介護保険給付については、現行のまま引き継ぐ。 介護保険料(第1号被保険者保険料)については、					
/¤JHJ (I)	合併方式	新 設	新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払い回数は10期とし、納期限につい					
	市町村数	2市2町	て、新市に移行後、速やかに調整する。					
	人口	約 158 千人						
香川県 さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	  介護保険の取扱いについて   保険料については、介護保険事業計画に基づき、					
	合併方式	新 設	適正な保険料を算定し統一を図る。 - 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を 図る。 - 基金は、合併時に全額持ち寄る。					
	市町村数	5町						
	人口	約 58 千人	要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。 低所得利用者負担対策事業は現行のとおりとし、 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を 統一して策定し実施する。					
福岡県 宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	介護保険事業については、新市が保険者となり運営 を行う。なお、玄海町は合併の日の前日をもって福					
23 (126)	合併方式	新 設	岡県介護保険広域連合を脱退する。   介護認定審査会については、新市において福間町と					
	市町村数	1市1町	共同設置する。なお、宗像市・福間町介護認定審査 会は合併の日の前日をもって廃止する。					
	人	約 93 千人	第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料を定める。 保険料の賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 第1号被保険者の普通徴収の納期については、8期とする。 保険給付の内容については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。 介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。					

# 協議第21号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 会 長 榛 村 純 一

### 留意点

#### 1 消防団とは

消防団は、消防本部、消防署と同じく消防組織法に基づいて市町村に設けられている消防機関であり、全国ほとんどの市町村に設置されている。

消防団の任務は、火災はもちろんのこと地震や風水害などのあらゆる災害から国民の生命・身体・財産を守るこという重要なものであると同時に、災害時以外には火災の予防や住民に対する 啓発活動など幅広い分野で活躍している。

### 消防組織法(抄)

- 第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。
- 第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部及び一部を設け なければならない。
  - (1) 消防本部
  - (2) 消防署
  - (3) 消防団
- 第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。
- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

#### 2 消防団員の身分

消防団員の身分は、地方公務員法に規定される特別職(非常勤)の地方公務員となっている。

地方公務員法(抄)

- (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)
- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
  - (1) ~ (4)略
  - (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

### 3 合併に伴う消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合することが適切であるとされている。ただし、各市町において組織構成、待遇等が異なる場合があり、調整が必要となる。内容によっては、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられる。

### 1市2町の消防団の主な概要

項目	掛川	市		大 東	囲	Г	大 須 貸	買町	
名 称	掛川市消	防団		大東町消防団			大須賀町消防団		
組織	1 団本部 6 方面20分団 定員 500人			1 団本部 定員 1	: 6 ر60	分団	1 団本部 4 分団 定員 150人		
消防装備	名 称	数量		名 称 数		数量	名 称	数量	
	分団詰所	20カ所		分団詰所		6カ所	分団詰所	4カ所	
	消防団指揮車	1台		消防団指揮車		1台	消防団指揮車	1 台	
	消防ポンプ車	19台		消防ポンプ車		6 台	消防ポンプ車	4 台	
	水槽付ポンプ車	1 台		可搬ポンプ		6 台	可搬ポンプ	4 台	
	可搬ポンプ	28台							
報酬年額		1							
	階級	報酬額		階級	報酬額		階級	報酬額	
	団長	78,000円		団長	182,000円		団長	164,000円	
	副団長	64,500円		副団長	14	10,000円	副団長	133,000円	
	本部長	54,500円		本部長	11	1,000円	本部長	133,000円	
	方面隊長	44,000円		分団長	g	93,000円	分団長	89,000円	
	分団長	41,000円		副分団長	8	80,000円	副分団長	73,000円	
	副分団長	37,000円		班長	6	89,000円	班長	62,000円	
	部長及び班長	32,500円		団員	5	57,000円	団員	53,000円	
	団員 31,500円								
報酬·手当 H14決算	団員一人当たりの額 82,511円			団員一人当たりの額 95,691円			团員一人当 <i>1</i> 80,592		

# 調整方針

- 1 消防団については、合併時に統合する。
- 2 分団の組織、管轄区域については、当面現行のとおりとし、合併後、地域の実情を踏まえた上で調整する。
- 3 団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

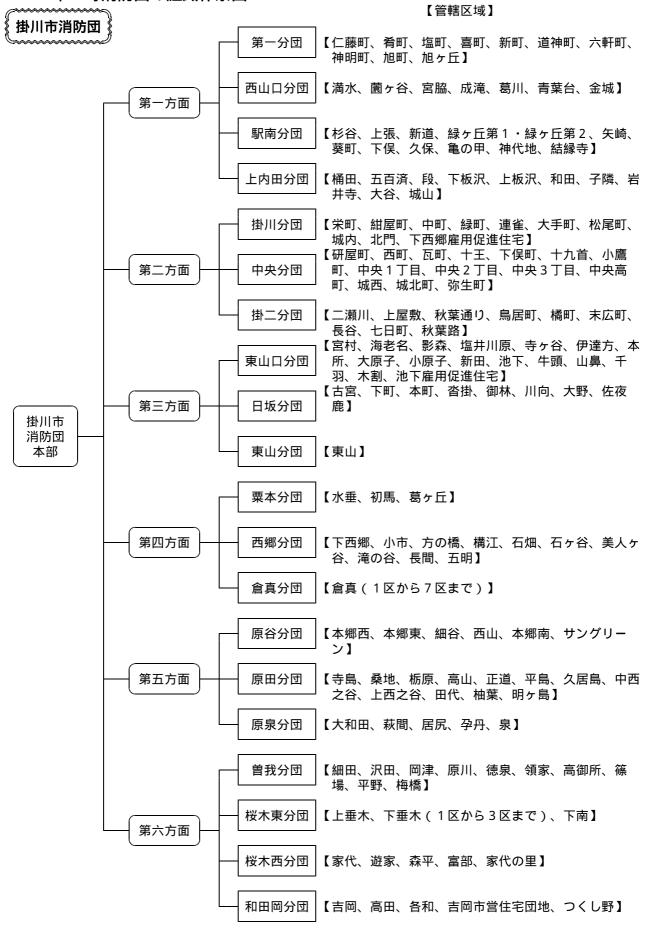
# 参考資料

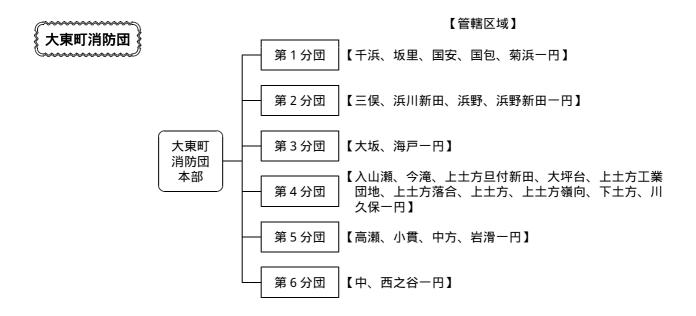
# 1 1市2町消防団の現況

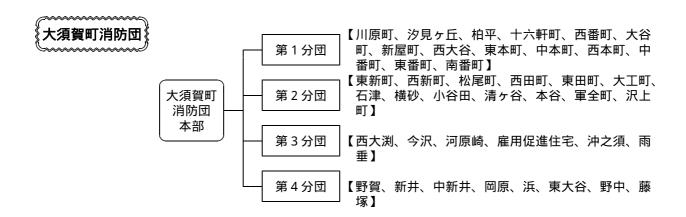
項目		掛川市		大 東 町		大 須 賀 町		
名称		掛川市消防団		大東町消防団		大須賀町消防団		
組織	1	団本部 6 方面20	分団	1団本部 6分団		1 団本部 4 分団		
		名 称	定員	名 称	定員	名 称 定員		
	団	本部	40人	団本部	6人	団本部 4人		
	第	第一分団	23人	第 1 分団	26人	第 1 分団 36人		
	方	西山口分団	23人	第2分団	26人	第 2 分団 36人		
	面	駅南分団	23人	第3分団	26人	第 3 分団 37人		
		上内田分団	23人	第4分団	26人	第 4 分団 37人		
	第	掛川分団	23人	第5分団	25人	計 150人		
	方	中央分団	23人	第6分団	25人			
	面	掛二分団	23人	計	160人			
	第一	東山口分団	23人					
	三方	日坂分団	23人					
	面	東山分団	23人					
	第	粟本分団	23人					
	四方	西郷分団	23人					
	面	倉真分団	23人					
	第一	原谷分団	23人					
	五方	原田分団	23人					
	面	原泉分団	23人					
	第	曽我分団	23人					
	六方	桜木東分団	23人					
	面	桜木西分団	23人					
		和田岡分団	23人					
		計	500人					
団員の資 格	(2)年齢18歳以上の者			(1)当該消防団の区域内 し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ身 な者		(1)当該消防団の区域に居住内 し、又は勤務する者 (2)年齢18歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ身体強健 な者		

項目	掛川市			大	大 東 町			大 須 賀 町		
手当等	区分	ŝ	金額	区分		金額		区分		金額
	災害出動	1 📵	1,000円	出動手当	年額	年額 5,600円		出動手当	年客	頁 7,200円
	警戒出動	1 回	1,000円	訓練手当	年額	年額 10,600円		訓練手当年		頁 5,400円
	教養訓練 出動	1 回	1,000円	警戒手当	年額	〔2,900円		警戒手当	年額	頁 2,600円
	その他の消防業務	1 📵	1,000円 以内	整備手当		93,000円 1台につき)		被服手当	年額	頁 2,600円
	機関員	年額	2,000円	可搬手当		〔65,000円 (台当たり)		信号手当	年額	頁 2,600円
	自動車ポンプ要員	年額	2,000円	ラッパ隊 員	年額	7,700円		技術手当		類 44,000円 ノプ車1台につ
	ラッパ隊 員	年額	3,000円					ラッパ手 手当	年額	頁 7,500円
<del>为</del> ☆ ≒ 川 / 市										
教育訓練	内容		対 象	内容 対象 新入団員訓練 新入団員			内容対		対 象	
	新入団員研修		新入団員及 び分団長			新入団員	団員 新入団員訓		媡	新入団員
	機関員講習会	<b>会</b> 材	幾関員	幹部訓練		班長以上		ポンプ取扱訓練		団員
	団指導員研修		各分団の指 算員	春季訓練		全団員		   団指導員訓練研   修会		各分団の指 導員
	消防団役員消 学校教育	当防 分	分団長以上	静岡県消防 教育		班長以上及 び団員		消防団役員》 学校教育	肖防	分団長
	非常招集訓練	· 章	全団員	非常呼集訓練	練	全団員		非常招集訓練	媡	全団員
				原子力防災	基礎	班長以上				
消防式典	1					2442	<del> </del>	1 ~		
	内 容		時期	内容	ř <u> </u>	時期		内 容	-	時期
	入退団式 4月			入退団式	3.4.4	4月	ŀ	入退団式	14 4	3月
		消防操法查閲大会 7月		消防操法查閱	]大会	7月	-	消防操法查閲大会		7月
	秋季点検式		11月	出初式		1月		出初式		1月
	出初式		1月							

### 2 1市2町消防団の組織体系図







# 3 先進事例

都道府県 市町村名	合併市	町村の概要	消防団の取扱いにおける調整方針
山口県、	合併年月日	平成15年 4 月21日	(1)消防団員の定員、任期、定年
周南市	合併の方式	新 設 合 併	新市に移行後、速やかに調整する。 (2)消防団組織 新末に移行後も光八の開現行ばれれたし、際時間
	合併市町村数	2 市 2 町	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	人口	約158千人	
静岡県	合併年月日	平成15年4月1日	消防団については、当面現行のとおりとする。 ただし、四島の自分、起酬、毛光等については、今
静岡市	合併の方式	新 設 合 併	ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合 併時に統一する。
	合併市町村数	2 市	
	人口	約707千人	
福岡県宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	(消防団) 消防団については、合併時に統合・調整を図る。
\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	合併の方式	新 設 合 併	・消防団については、日所時に続日・調金を含る。 ・消防団の組織については、原則として現行のままとす る。ただし、両市町の隣接部分の取扱いについては、
	合併市町村数	1 市 1 町	る。たたの、岡市町の隣接部分の取扱いたりいでは、 合併時に調整する。 ・消防団員の定数については、合併後調整する。
	人口	約92千人	・消防団員の足数については、日所を調整する。 ・消防団員の報酬・費用弁償については、宗像市の例により調整を図る。
岐阜県 山県市	合併年月日	平成15年4月1日	消防団については、合併時に統合する。 (1)高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員であ
ᆘᄎᄖ	合併の方式	新 設 合 併	( 1 ) 高畠町、伊自民村及び美田町の府防団の団員であ   る者については、新市に引き継ぐものとする。   ( 2 ) 組織、階級、定員、訓練、礼式、服制について
	合併市町村数	2 町 1 村	(2)組織、階級、定員、訓練、代式、旅前にづけて
	人口	約31千人	は、調整し新市に引き継ぐものとする。
埼玉県 さいたま	合併年月日	平成13年 5 月 1 日	(1)消防団の取扱い 消防団については、当面、現行のとおりとする。
市	合併の方式	新 設 合 併	ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費 交付金については、合併時に再編する。
	合併市町村数	3 市	大门並にファイは、ログは日本編する。
	人口	約1,025千人	
東京都 西東京市	合併年月日	平成13年 1 月21日	消防団は、合併時統合する。
四米尔川	合併の方式	新 設 合 併	
	合併市町村数	2 市	
	人口	約181千人	
兵庫県 篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行 のとおりとし、新町において新たに作成する消防計画に
除山山	合併の方式	新 設 合 併	ひこのりとし、新町にのいて新たに作成する府内計画に   基づき調整する。
	合併市町村数	4 町	
	人口	約47千人	

# 協議第22号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 町又は字の名称の調整

市町村の区域内の一定の区域を町又は字と呼び、町名・字名の変更は、住民登録、登記、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすことから、合併関係市町村の間に重複している町名又は字名が存在する場合は、新市発足時において支障のないよう調整する必要がある。

なお、本地区においては同じ名称の町名・字名は存在しないため調整する必要はない。

### 2 町又は字の名称の変更手続

地方自治法第260条では、市町村の区域内の町や字の名称を変更等する場合は、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

#### 3 1市2町の現況

(1) 町名・字名数

	掛川市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
町名・字名数	1 3 2	2 7	5	1 6 4

- (2) 重複町(字)名 該当なし
- (3) 類似町(字)名

	掛川市	大 東 町
町名・字名	* H * D い D い D い D い D い D い D い D い D い D	西之谷

### 4 根拠法令

### 地方自治法(抄)

(市町村区域内の町又は字の区域)

- 第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の 区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくは その名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経 てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項 の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 調整方針

新市の町・字の名称については、現行のとおりとする。

# 参考資料

# 1 1市2町の町名・字名一覧表

	掛		大		大	
	町名・字名(漢字)	ディップ ディア	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)
ア	葵町	アオイチョウ	1311 311(23)	1311311(131)	1311 311(123)	134 34(137)
-	青葉台	アオバダイ				
	秋葉路	アキハミチ				
	上張	アゲハリ				
	旭ケ丘1丁目	アサヒガオカ 1 チョウメ				
	旭ケ丘2丁目	アサヒガオカ 2 チョウメ				
	旭台	アサヒダイ				
	安養寺	アンヨウジ				
1	家代	イエシロ	今滝	イマタキ		
	家代の里1丁目		入山瀬	イリヤマセ		
	家代の里2丁目	イエシロノサト2チョウメ	岩滑	イワナメ		
	家代の里3丁目	イエシロノサト3チョウメ				
	居尻	イジリ				
	板沢	イタサワ				
	印内	インナイ				
ウ	梅橋	ウメバシ				
エ	駅前	エキマエ				
オ	大池	オオイケ	大坂	オオサカ	大渕	オオブチ
	大多郎	オオタロウ	大坪台	オオツボダイ	沖之須	オキノス
	大野	オオノ	小貫	オヌキ		
	大和田	オオワダ				
	岡津	オカツ				
	小鷹町	オダカチョウ				
カ	各和	カクワ	海戸	カイト		
	掛川	カケガワ	上土方	カミヒジカタ		
	葛ケ丘1丁目	カツラガオカ 1 チョウメ	上土方落合	カミヒジカタオチアイ		
	葛ケ丘2丁目	カツラガオカ 2 チョウメ	上土方工業団地	カミヒジカタコウギョウダンチ		
	葛ケ丘3丁目	カツラガオカ 3 チョウメ	上土方旦付新田	カミヒジカタダンツクシンデン		
	金城	カネシロ	上土方嶺向	カミヒジカタミネムカイ		
	上西郷	カミサイゴウ	川久保	カワクボ		
	上西之谷	カミニシノヤ				
	上内田	カミウチダ				
	上垂木	カミタルキ				
	亀の甲1丁目	カメノコウ 1 チョウメ				
	亀の甲2丁目	カメノコウ2チョウメ				
	岩井寺	ガンショウジ				
+	菊川	キクガワ	菊浜	キクハマ		
	北門	キタモン				
	喜町	キマチ				
	清崎	キヨサキ				
ク	葛川	クズカワ	国包	クニカネ		
	久保1丁目	クボ 1 チョウメ	国安	クニヤス	1	
	久保2丁目	クボ 2 チョウメ				
	倉真	クラミ				
	黒田	クロダ				
	黒俣	クロマタ			1	
	結縁寺	ケチエンジ			1	
⊐	高御所	コウゴショ				
	紺屋町	コウヤマチ				
	光陽	コウヨウ				
	御所原	ゴショバラ				
	子隣	コトナリ				
1	小原子	コバラコ				
	五明	ゴミョウ				

	掛	川市	大	東町	大	<b>須 賀 町</b>
	町名・字名(漢字)	町名・字名(カナ)	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)	町名・字名(漢字)	町名・字名(カナ)
サ	細田	サイダ	坂里	サカサト	131 31(///3)	131 31(757)
	逆川	サカガワ		77371		
	<b>肴町</b>	サカナマチ				
	佐夜鹿	サヨシカ				
	沢田	サワダ				
シ	塩町	シオマチ	下土方	シモヒジカタ		
	篠場	シノバ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 007/37		
	下西郷	シモサイゴウ				
	下垂木	シモタルキ				
	下俣	シモマタ				
	下俣南1丁目	シモマタミナミ 1 チョウメ				
	下俣南2丁目	シモマタミナミ2チョウメ				
	十九首	ジュウクシュ				
	城北1丁目	ジョウホク 1 チョウメ				
	城北2丁目	ジョウホク 2 チョウメ				
	城下	シロシタ				
	城西1丁目	シロニシ 1 チョウメ				
	城西 2 丁目	シロニシュチョウメ				
ス	杉谷	スギヤ				
^	杉谷1丁目	スギヤ1チョウメ				
	杉谷2丁目	スギヤ 2 チョウメ				
	炭焼	スミヤキ				
セ	千羽	センバ				
	1 33   薗ケ谷	ソノガヤ				
	園プロ	77714				
タ	高田	タカダ	高瀬	タカセ		
7	伊達方	ダテガタ	同/棋	9716		
	満水	タマリ				
	丹間	タンマ				
	淡陽	タンヨウ				
チ	中央1丁目	チュウオウ 1 チョウメ	千浜	チハマ		
,	中央2丁目	チュウオウ 2 チョウメ	1 八	7774		
	中央3丁目	チュウオウ3チョウメ				
	中央高町	チュウオウタカマチ				
ッ	TXIBE	7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
	寺島	テラシマ				
,	天王町	テンノウチョウ				
<u> </u>	徳泉	トクイズミ				
1-	富部	トンベ				
	ᄪᅃ	1 2 1				
ナ	中内田	ナカウチダ	中	ナカ		
	中宿	ナカジュク	中方	ナカホウ		
	中西之谷	ナカニシノヤ		, nn ,		
	中町	ナカマチ				
	長谷	ナガヤ				
	七日町	ナノカマチ				
	成滝	ナルタキ				
=	西山	ニシヤマ	西之谷	ニシノヤ	西大渕	ニシオオブチ
-	日坂	ニッサカ	ロヘゴ	- / / r	ロハ州	_/ \( \alpha \al
	仁藤	ニトウ				
	1_膝   仁藤町	ニトウチョウ				
		ードソテョソ				
<u>ヌ</u> ネ						
J						
			<u> </u>			

	掛川市		大 東 町		大 須 賀 町	
	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)	町名·字名(漢字)	町名・字名(カナ)
八	萩間	ハギマ	浜川新田	ハマガワシンデン		
	幡鎌	ハタカマ	浜野	ハマノ		
	初馬	ハツマ	浜野新田	ハマノシンデン		
	原川	ハラガワ				
	原里	ハラサト				
	孕石	ハラミイシ				
۲	東山	ヒガシヤマ				
	久居島	ヒサイジマ				
	平島	ヒラシマ				
	平野	ヒラノ				
フ	二瀬川	フタセガワ				
^						
ホ	細谷	ホソヤ				
	本郷	ホンゴウ				
	本所	ホンジョ				
マ						
Ш	水垂	ミズタリ	三俣	ミツマタ		
	緑ケ丘1丁目	ミドリガオカ 1 チョウメ				
	緑ケ丘2丁目	ミドリガオカ 2 チョウメ				
	南1丁目	ミナミ 1 チョウメ				
	南2丁目	ミナミ 2 チョウメ				
	南西郷	ミナミサイゴウ				
	宮脇	ミヤワキ				
ム						
メ						
Ŧ						
ヤ	八坂	ヤサカ			山崎	ヤマザキ
	柳町	ヤナギチョウ				
	谷の口町	ヤノクチチョウ				
	弥生町	ヤヨイチョウ				
	遊家	ユケ				
∃	吉岡	ヨシオカ			横須賀	ヨコスカ
ラ						
IJ	領家	リョウケ				
ル						
レ	連雀	レンジャク				
П						
ワ	和田	ワダ				

# 2 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		調整方針
山口県	周南市	合併年月日	平成15年 4 月21日	・原則として現行どおりの名称とする。 ・ただし、同一の町名については、地域住民の
		合併の方式	新設合併	意向を尊重し、調整するものとする。
		合併市町村数	2 市 2 町	
		人口	158,606人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	・原則として現行どおりの名称とする。 ・ただし、同一の町・字名については、当該地
		合併の方式	新設合併	域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。
		合併市町村数	2 市	る。   (清水市については、大字名の前に「清水」を   付している。)
		人口	706,513人	13 0 (11.5%)
福岡県	宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	・現行どおりの名称とする。(「大字」を削除 した名称とする。)
		合併の方式	新 設 合 併	・区域は、現行どおりとする。 ・同一の大字名は存在しない。
		合併市町村数	1市1町	
		人口	92,527人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	・津田町、大川町、寒川町は、大字名の前にそ れぞれ「津田町」「大川町」「寒川町」を付
		合併の方式	新 設 合 併	する。 ・志度町は現行どおりの名称とする。(「大
		合併市町村数	5 町	字」を削除した名称とする。) ・長尾町は現行どおりの名称とする。(一部字
		人口	57,773人	名の変更あり) ・区域は、現行どおりとする。
埼玉県	さいたま	合併年月日	平成13年5月1日	・原則として現行どおりの名称とする。
	市	合併の方式	新設合併	・ただし、同一の町・字名については地域住民 の意向を尊重し、調整するものとする。
		合併市町村数	3 市	
		人口	1,008,902人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年 1 月21日	・原則として現行どおりの名称とする。 ・ただし、同一町名の本町については、田無市
	合併(	合併の方式	新 設 合 併	の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に 変更する。
		合併市町村数	2 市	夕丈ソる。
		人口	176,959人	

# 協議第23号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、協議を求める。

平成15年12月16日提出

掛川市·大東町·大須賀町合併協議会 会 長 榛 村 純 一

# 留意点

### 1 地域審議会の設置目的

地域審議会とは、合併による行政区域の拡大に伴い、住民の意見が新市の施策に反映されにく くなるとの懸念に対応するため、合併前の区域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サー ビスを実現することを目的として創設された制度である。

### 2 地域審議会の役割

地域審議会は、合併前の市町村の区域に係る事務に関し、市長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき市長に意見を述べることができる。具体的な地域審議会の担任事務は、地域の実情に応じ、合併関係市町村の協議により判断されるべきものである。

(参考)地域審議会の担任事務の一般的な例

### 1 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べる事項

- (1) 市町村建設計画の変更(合併特例法第5条第9項)
- (2) 市町村建設計画の執行状況(定期的なもの)
- (3) 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- (4) 基本構想・各種計画の策定・変更 など

#### 2 必要に応じて合併市町村の長に意見を述べる事項

- (1) 市町村建設計画の執行状況(随時的なもの)
- (2) 公共施設の設置・運営管理
- (3) 福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況 など

### 3 地域審議会の設置の有無

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情に応じて判断されるべきであり、すべての合併市 町村に置かなければならないものではない。また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっ ても、すべての合併関係市町村の区域について置かなければならないものでもない。

地域審議会の設置は、従来一体性があった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2 つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の 区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

### 4 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な事情において設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により期間を定めて設置することとされている。

地域審議会の設置期間について法的な制限はないが、合併特例法第5条第9項の規定により、 市町村建設計画を変更する際には、地域審議会の意見を聴かなければならないこととされている ことから、市町村建設計画の期間である5年から10年までの間が適当であるとされている。

### 選択肢

### (選択肢1)設置しない。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は、新市においては設置しないものとする。

### (選択肢2)設置する。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、<u>掛川市、大東町及び大須賀町</u>の区域であった区域に、それぞれ<u>掛川地区地域審議会、大東地区地域審議会及び大須賀地区地域審議会</u>を設置する。各地域審議会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 設置期間 合併の日から10年間とする。
- (2) 所掌事務
  - ア 新市建設計画の変更に関する事項
  - イ 新市建設計画の執行状況に関する事項
  - ウ その他新市の長が必要と認める事項
- (3) 組織
  - ア 地域審議会は、委員15人以内で組織する。
  - イ 委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (ア) 公共的団体等を代表する者
    - (イ) 学識経験を有する者
    - (ウ) 公募により選任された者
- (4) 任期

委員の任期は、2年とする。

### 参考資料

### 1 根拠法令

市町村の合併の特例に関する法律(抄)

(市町村建設計画の作成及び変更)

#### 第5条 略

- 2~6 略
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 略
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

#### 10 略

### (地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の 区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町 村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる 審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に 関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例で これを定めなければならない。

# 2 先進事例

# (1) 新設合併における地域審議会設置の有無

(平成15年11月30日現在)

都道府県	合併市町村名	合 併 関 係 市 町 村 名	合併年月日	設置
東京都	西東京市	田無市、保谷市	平成13年 1 月21日	無
埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	平成13年5月1日	無
香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	無
沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村	平成14年4月1日	無
山梨県	南部町	南部町、富沢町	平成15年3月1日	無
静岡県	静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	無
宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	平成15年4月1日	有
山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	平成15年4月1日	有
熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成15年4月1日	有
群馬県	神流町	万場町、中里村	平成15年4月1日	無
岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町	平成15年4月1日	無
広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	平成15年4月1日	無
香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	平成15年4月1日	無
福岡県	宗像市	宗像市、玄海町	平成15年4月1日	無
山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	平成15年 4 月21日	有
岐阜県	瑞穂市	- - 穂積町、巣南町 	平成15年5月1日	無
長野県	千曲市	更埴市、戸倉町、上山田町	平成15年9月1日	有
山梨県	富士河口湖町	河口湖町、勝山村、足和田村、上九一色村	平成15年11月15日	有

(注) は、地域審議会が設置された合併市町村を示す。

# (2) 新設合併における地域審議会の設置内容

団 体	千曲市(長野県)	南アルプス市(山梨県)	周南市 ( 山口県)
Д П	64,549 人	70,116 人	157,383 人
構成市町村	更埴市(39,402人) 戸倉町(18,326人) 上山田町(6,821人)	八田村 (7,016人) 白根町 (19,247人) 芦安村 (613人) 若草町 (11,105人) 櫛形町 (18,920人) 甲西町 (13,215人)	徳山市(104,672人) 新南陽市(32,153人) 熊毛町(16,038人) 鹿野町(4,520人)
名称	更埴地域審議会 戸倉地域審議会 上山田地域審議会	八田地区地域審議会 白根地区地域審議会 芦安地区地域審議会 若草地区地域審議会 櫛形地区地域審議会 甲西地区地域審議会	德山地区地域審議会 新南陽地区地域審議会 熊毛地区地域審議会 鹿野地区地域審議会
設置期間	合併日~平成25年 8 月31日 (10年間)	合併日~平成25年 3 月31日 (10年間)	合併日~平成25年3月31日 (おおむね10年間)
所掌事務	(1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況 に関する事項 (3) その他新市の長が必要と 認める事項	<ul> <li>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</li> <li>(2) 新市建設計画の執行状況に関する事項</li> <li>(3) 新市の基本構想の作成・変更に関する事項</li> <li>(4) その他新市の長が必要と認める事項</li> </ul>	(1) 新市建設計画の変更に 関する事項 (2) 新市建設計画の進捗状 況に関する事項 (3) 新市の基本構想の作成 及び変更に関する事項 (4) その他新市の長が必要 と認める事項
委 員 数	20人以内	20人以内	15人以内
委員の構成	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募により選任された者 (5人以内)	(1) 市議会の議員 (2) 公共的団体等を代表する 者 (3) 学識経験者	<ul><li>(1) 公共的団体等を代表する者</li><li>(2) 学識経験者</li><li>(3) 公募による者</li></ul>
委員の任期	2年	2年	2年